

資料編

1 「沖縄県子ども・若者計画」の策定経緯

沖縄県子ども・子育て会議	
令和6年6月4日	総合部会、子ども・子育て部会、困難を抱える子ども部会の合同開催 「沖縄県子ども計画（仮称）素案たたき台」を審議
令和6年11月5日	困難を抱える子ども部会 「沖縄県子ども計画（仮称）素案」を審議
令和6年11月13日	子ども・子育て部会 「沖縄県子ども計画（仮称）素案」を審議
令和6年12月25日	困難を抱える子ども部会 「沖縄県子ども計画（仮称）素案」を審議
令和6年12月25日	子ども・子育て部会 「沖縄県子ども計画（仮称）素案」を審議
令和7年1月10日	総合部会 「沖縄県子ども・若者計画（案）」を審議
令和7年3月13日	総合部会、子ども・子育て部会、困難を抱える子ども部会の合同開催 「沖縄県子ども・若者計画（案）」を決定

沖縄県子ども施策推進会議	
令和6年5月23日	「沖縄県子ども計画（仮称）素案たたき台」を審議
令和6年10月24日	「沖縄県子ども計画（仮称）素案たたき台」を審議
令和6年11月26日	「沖縄県子ども計画（仮称）素案」を審議
令和7年3月27日	「沖縄県子ども・若者計画」を決定

沖縄県子ども・若者計画に対する県民、関係団体等からの意見募集等状況	
令和6年5月～9月	子ども・若者等の意見表明
令和6年6月～11月	関係団体、市町村からの意見聴取
令和7年1月21日～2月20日	県民からの意見募集の実施

沖縄県子ども・若者計画の子どもからの愛称募集	
令和7年2月10日 ～2月28日	県内在住の18歳未満の子どもから愛称募集
令和7年3月27日	沖縄県子ども施策推進会議で愛称決定 最優秀作品（愛称採用） 「未来のおきなわっこプラン」玉城 裕宇（知念中学校3年生） 優秀作品 「美ら輪lover（ちゅらわらばー）」比嘉 万空（球陽高校2年生） 「きぼうのしまの芽プロジェクト」神谷 桃子（開邦高校2年生） 「あおぞら晴れ晴れ大作戦」伊礼 葉奏（那覇国際高校2年生）

2 意見表明の取組に協力して頂いた学校・施設の紹介

沖縄県子ども・若者計画策定のために、沖縄県の子ども・若者の意見表明の取組に協力して頂いた学校や施設、支援団体をご紹介します。

対象	学校名・施設名等
幼稚園	CFOLレッジ・エミリア・アプローチ幼児教育センター
小学校	名護市立小中一貫教育校屋我地ひるぎ学園屋我地小学校、うるま市立田場小学校、浦添市立港川小学校、那覇市立安謝小学校、久米島町立仲里小学校、石垣市立八島小学校、竹富町立黒島小学校
中学校	今帰仁村立今帰仁中学校、うるま市立与勝中学校、那覇市立仲井真中学校、久米島町立久米島西中学校、宮古市立北中学校、石垣市立大浜中学校、竹富町立黒島中学校、興南中学校
高等学校	県立高校全59校、興南高校、沖縄尚学高校、八洲学園大学国際校、つくば開成国際校
大学	沖縄国際大学、沖縄大学
支援施設・団体等	県内の児童養護施設、障害児の支援施設、子ども・若者の相談支援施設や支援団体など11カ所

3 沖縄県子ども・子育て会議委員名簿（計画策定時）

(1) 総合部会（五十音順、敬称略、役職等は在籍時、◎印＝部会長、○印＝副部会長）

	氏名	役職等
	1 安慶名 健	沖縄経済同友会未来創造委員会 委員長
	2 井村 弘子	沖縄国際大学 名誉教授
	3 上江洲 肇	沖縄県児童養護協議会 会長
	4 上野 さやか	NPO法人おきなわCAPセンター 理事
	5 ウィンフィールド ひろみ	一般社団法人沖縄県私立保育園連盟 副会長
	6 岡野 みゆき	沖縄県労働者福祉基金協会 常務理事
	7 小浜 ゆかり	沖縄県障害者自立支援協議会 医療的ケア児支援部会及び療育・教育部会 部会長
○	8 島村 聡	沖縄大学人文学部福祉文化学科 教授
	9 志良堂 貴子	社会福祉法人日本保育協会沖縄県支部 副支部長
	10 高良 正樹	沖縄県社会福祉協議会 事務局長
	11 田端 一正	沖縄県社会教育委員会 会長
	12 玉城 博紀	沖縄県PTA連合会 会長
	13 照屋 建太	沖縄キリスト教短期大学地域こども保育学科 学部長
	14 照屋 勉	沖縄県町村会理事（与那原町長）
	15 徳永 義光	沖縄県医師会 理事
	16 中島 千勝	沖縄労働局職業安定部 部長
	17 比嘉 昌哉	沖縄国際大学総合文化学部人間福祉学科 教授
	18 松本 哲治	沖縄県市長会副会長（浦添市長）
	19 銘苅 桂子	琉球大学病院周産母子センター教授、沖縄県医師会 理事
◎	20 本村 真	琉球大学人文社会学部人間社会学科 教授 沖縄県子ども・子育て会議 会長
	21 山田 照子	Office teru sun 代表
	22 山野 良一	沖縄大学人文学部福祉文化学科 教授
	23 横江 崇	弁護士（美ら島法律事務所）
	24 与那嶺 清子	沖縄県母子寡婦福祉連合会 会長

(2) こども・子育て部会 (五十音順、敬称略、役職等は在籍時、◎印＝部会長、○印＝副部会長)

	氏名	役職等
	1 安藤 美恵	沖縄県医師会 会員
	2 池原 基生	沖縄県私立幼稚園連合会 副理事長
	3 石川 修治	日本労働組合総連合会沖縄県連合会 副事務局長
	4 ウィンフィールド ひろみ	一般社団法人沖縄県私立保育園連盟 副会長
	5 大屋 貴子	沖縄県保育士・保育教諭会 会長
	6 勝連 啓介	沖縄県発達障害者支援体制整備委員会 委員
	7 喜屋武 裕江	一般社団法人グッジョブおきなわプロジェクト 代表
	8 金城 伸子	沖縄県立豊見城南高等学校 校長
	9 崎間 由香子	一般社団法人沖縄県経営者協会女性リーダー部会 副部会長
○	10 島村 聡	沖縄大学人文学部福祉文化学科 教授
	11 志良堂 貴子	社会福祉法人日本保育協会沖縄県支部 副支部長
	12 高村 滋人	沖縄県認可外保育園連絡協議会 会長
	13 玉城 直美	大学非常勤講師、株式会社うなゐ沖縄 代表
◎	14 照屋 建太	沖縄キリスト教短期大学地域こども保育学科 学部長
	15 渡慶次 真由美	沖縄中部療育医療センター外来地域連携室 主任
	16 二宮 元	沖縄県学童保育連絡協会 会長
	17 船谷 香	沖縄県中小企業家同友会理事・南部支部幹事長
	18 真壁 朝文	沖縄労働局職業安定部職業安定課 課長
	19 松川 千賀子	一般公募
	20 松本 真子	沖縄県公立幼稚園・こども園会 会員

(3) 困難を抱えるこども部会 (五十音順、敬称略、役職等は在籍時、◎印＝部会長、○印＝副部会長)

	氏名	役職等
	1 新崎 峰子	豊見城市立長嶺中学校 校長
	2 上野 さやか	NPO法人おきなわCAPセンター 理事
	3 宇根 美幸	一般社団法人TAKE-OFF 代表理事
	4 狩俣 みつ穂	沖縄県母子寡婦福祉連合会マザーズスクエアゆいはあと中部 副責任者
	5 国生 まゆみ	沖縄県自殺対策連絡協議会 委員
	6 島本 オリビア	一般公募
	7 下地 敏洋	放送大学 客員教授
	8 平良 有輝	沖縄県労働者福祉基金 事務局長代理
	9 徳永 義光	沖縄県医師会 理事
	10 泊 真児	琉球大学人文社会学部人間社会学科 教授
	11 西江 尚人	那覇保護観察所 所長
◎	12 比嘉 昌哉	沖縄国際大学総合文化学部人間福祉学科 教授
	13 前川 英伸	沖縄県児童養護協議会 会員
	14 松本 大進	NPO法人サポートセンターゆめさき 理事長
	15 本村 真	琉球大学人文社会学部人間社会学科 教授
	16 山田 照子	Office teru sun 代表
○	17 山野 良一	沖縄大学人文学部福祉文化学科 教授
	18 横江 崇	弁護士 (美ら島法律事務所)

4 用語解説

用語	解説
あ	
アウトリーチ	支援が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、支援者が積極的に働きかけて、必要なサービスや情報を届けること。
アセスメント	支援を行うに当たって、対象者を取り巻く状況を把握・分析し、対象者やその家族がどのような支援やサービスを必要としているのかを正しく評価・査定すること。
アントレプレナーシップ教育（あんとれぷれなーしっぴきょういく）	自ら社会の課題を発見し、周囲のリソースや環境の制限を越えて行動を起こし新たな価値を生み出していく精神（アントレプレナーシップ）を醸成する教育のこと。
意見表明等支援員（いけんひょうめいとうしえんいん）、アドボケイト	こどもの立場に立って、こどもの意見の形成を支援したり、関係機関への意見表明を支援する人のこと。こどもの意見表明等を支援することを「アドボカシー」という。
一時保護（いちじほご）	必要な行政上の措置等が取られるまで、一時保護所等において児童を短期間保護すること。虐待等により児童を家庭から一時的に引き離す必要がある場合、棄児等適当な保護者がいないために緊急に保護が必要な場合等に一時的に保護を行うこと。
医療的ケア児（いりょうてきけあじ）、沖縄県医療的ケア児支援センター（いりょうてきけあじしえんせんたー）	医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが 日常的に必要な障害児のこと。 また、医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、情報の提供、助言、その他の支援を行うほか、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供や連絡調整等の取組を行う総合相談窓口のこと。
医療的ケア児等コーディネーター（いりょうてきけあじとうこーでいねーたー）	医療的ケア児に対する支援体制の充実において、各関連分野における医療的ケア児の支援を総合調整する者のこと。
インクルーシブ教育システム（いんくるーしぶきょういくしすてむ）	障害のある者となし者が可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに応じて最的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様で柔軟な学びの場を用意し行う教育システムのこと。
沖縄型幼児教育（おきなわがたようじきょういく）	平成 24 年度「沖縄県幼児教育振興アクションプログラムの検証『沖縄県幼児教育の方向性』」において、「保幼小連携の促進」の施策として提唱された構想のこと。公立幼稚園が小学校に隣接している立地条件や園長と小学校長が兼任であること等の沖縄県の特殊性を生かし、公立幼稚園を結節点とした保幼小連携体制を構築し、幼児・児童間の交流や教師間の合同研修を行う等、就学前施設間の連携及び就学前施設と小学校との連携の結節点的な役割を担い、幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続を推進する。
沖縄県キャリアセンター（おきなわけんきゃりあせんたー）	県が設置した施設で、概ね 35 歳未満の若年者（35～40 代前半の不安定就労者を含む）を対象に、就職相談・セミナー・企業説明会など一連の就職支援を実施している施設のこと。
沖縄県差別のない社会づくり条例（おきなわけんさべつのないしゃかいづくりじょうれい）	社会全体で不当な差別の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成を図るため、令和 5 年（2023 年）3 月に県が制定した条例のこと。
沖縄県社会的養育推進計画（おきなわけんしゃかいてきょういくすいしんけいかく）	児童福祉法の理念のもと、子どもの権利を基礎とした社会的養育の体制整備の基本的な考え方と全体像を示す方策を定めることを目的として策定した計画のこと。
沖縄県女性健康支援センター（おきなわけんじょせいけんこうしえんせんたー）	女性が自身のライフステージにおける様々な状況に柔軟に対応し的確に自己管理ができるよう相談支援を行う機関のこと。
沖縄県女性就業・労働相談センター（おきなわけんじょせいしゅうぎょう・ろうどうそうだんせんたー）	労働問題全般に関する助言や労働関係法令に関する基礎的知識の普及を図り、仕事に対して女性が抱える不安、悩みの改善又は解決に向けた支援を行う機関のこと。

沖縄県性の多様性尊重宣言（美ら島にじいろ宣言）（おきなわけんせいのだようせいそんちようせんげん（ちゅらしまにじいろせんげん））	性の多様性への理解を深め、互いの個性を認め合い、誰もが自分らしく生きられる心豊かな沖縄を目指し、令和3年（2021年）3月26日に県が発表した宣言のこと。
沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター（おきなわけんせいぼうりょくひがいしやわんすとつしえんせんたー）	性暴力被害者に対し、被害直後からの総合的支援（産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法的支援等）を可能な限り一か所で提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、警察への届出の促進、被害の潜在化防止を目的に支援を実施する機関のこと。
沖縄県発達障害児（者）支援機関連絡会議（おきなわけんはったつしょうがいじ（しゃ）しえんきかんれんらくかいぎ）	「沖縄県発達障害者支援体制整備計画」を総合的かつ計画的に推進するため、県の関係各課長等を構成員として設置した協議会のこと。
沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画（おきなわけんはったつしょうがいじ（しゃ）しえんたいせいせいびけいかく）	発達障害者支援法の規定を踏まえ、県、市町村等の役割を明確にし、地域における一貫した支援システムを構築することで、発達障害児（者）とその家族を支援していくことを目的に策定した計画のこと。 ※発達障害者支援体制整備計画においては、「発達障害者」と表記する場合は全て発達障害児を含むものとして定義している。
沖縄県発達障害者支援センター（おきなわけんはったつしょうがいしやしえんせんたー）	発達障害児（者）及びその家族に対する相談支援などの直接支援を実施しつつ、発達障害者及びその家族が身近な地域で適切な支援を受けられるよう、市町村はじめ関係機関に対する研修やコンサルテーションなどの間接支援をより重点的に実施する中核的機関のこと。
沖縄県ひとり親世帯等実態調査（おきなわけんひとりおやせたいとうじったいちようさ）	沖縄県内の母子世帯及び父子世帯ならびに寡婦世帯、養育者世帯の生活実態等を総合的に把握し、ひとり親世帯等の福祉施策を強化・推進するための基礎資料を得ることを目的とし、5年毎に県が実施する調査のこと。
おきなわけん県民カレッジ講座（おきなわけんみんかれっじこうざ）	沖縄県教育委員会が主体となり、生涯学習社会の実現に向けて、国、県、市町村や大学・短大、民間教育事業者等と連携・協働して、県民へ提供している講座のこと。
沖縄聴覚障害者情報センター（おきなわけん聴覚障害者情報センター）	聴覚障害に関する相談、聴覚障害者用（字幕付き、または手話付き）ビデオ、DVDの貸し出し、養成講座（手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員）、手話通訳者等派遣などを行う施設のこと。
か	
外国語指導助手（ALT）（がいこくごしどうじょしゅ（えいえるてい））	日本人外国語担当教員の助手として外国語授業に携わるほか、教材の準備や外国語スピーチコンテスト等の課外活動などに従事する者のこと。
学習支援員（がくしゅうしえんいん）	学びのスタイルが確立できずに教育課程の修了が課題になっている生徒に対して、学習保障の観点から基礎学力定着・向上を目的として一人一人にあったきめ細やかな対応を実現するため、主としてチームティーチングや習熟度別学習等によって学校教育活動を支援する者のこと。
架け橋期のカリキュラム（かけはしきのかりきゆらむ）	園と小学校が協働して作成する、5歳児から1年生の2年間（架け橋期）における「期待する子供像」、「育みたい資質・能力」、「園で展開される活動」、「小学校の生活科を中心とした各教科等の単元構成」等を明確化したカリキュラムのこと。
学校版スクリーニング（がっこうばんすくりーにんぐ）	すべての児童・生徒を対象として、学校で把握できる学校生活等の状況を数値化したデータに基づいて、潜在的に支援が必要な子どもを識別し、早期に適切な支援につなぐための手法のこと。
家庭生活支援員（ひとり親家庭等日常生活支援事業）（かていせいかつしえんいん（ひとりおやかていとうにちじょうせいかつしえんじぎょう））	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦が、技能習得のための通学や疾病などにより、一時的に介護、保育などのサービスが必要な場合に、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」により派遣を行い、子育て支援や生活援助を実施する者のこと。利用にあたっては市町村等を通した県への事前登録が必要。
家庭的養護（かていてきようご）	社会的養護を要する児童を、できる限り家庭的な養育環境（小規模グループケアや地域小規模児童養護施設）の中で養育すること。里親やファミリーホームにおける養育は「家庭養護」と呼ばれる。

キャリア・パスポート	児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるように工夫されたポートフォリオ（記録の蓄積）のこと。
キャリアコンサルタント	職業選択や能力開発に関する相談・助言を行う専門家で、国家資格を有する者のこと。
教育支援センター（きょういくしえんせんたー）	不登校児童生徒の社会的自立に向けた指導・援助を行う公的な施設のこと。学校外では（教育支援センター、適応指導教室）、学校内では（校内自立支援室、校内教育支援センター、校内適応指導教室、スペシャルサポートルーム）等の名称がある。
教育扶助（きょういくふじょ）	生活保護の種類の一つで、義務教育に伴って必要な教科書その他の学用品及び通学用品等の給付を行うもの。
グッジョブセンターおきなわ	県が設置した総合的な就業支援拠点で、就職・雇用等に関する求職者や事業主等の様々なニーズに対応するため、生活から就職までワンストップで支援を実施している拠点のこと。
ゲートウェイドラッグ	コカイン、ヘロイン、覚醒剤など他の更に強い副作用や依存性のある薬物の使用の入り口となる薬物のこと。具体的には、有機溶剤（シンナー）や危険ドラッグ、大麻の他、アルコールやタバコなど。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置づけられる者のこと。
広義のひきこもり（こうぎのひきこもり）	「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」「自室からは出るが、家からは出ない」「自室からほとんど出ない」（以上が狭義のひきこもり）者に「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」者を加えたものであって、現在の状態となって6ヶ月以上の者から、病気や自宅で仕事（家事・育児を含む）をしている者を除く。 ※国は現在ひきこもり支援ハンドブック作成中であり、定義の見直しの可能性がある（令和6年度中に策定予定）。
更生保護施設（こうせいほごしせつ）	犯罪や非行をした人のうち、頼る人がおらず帰る場所がない人たちに一定期間、宿泊場所や食事を提供し、生活や就労に関して様々な助言をして、その再出発を支える民間の施設のこと。県内には2か所ある（更生保護施設がじゅまる沖縄：定員男子20人、更生保護施設やんばる青年隊：定員男子10人）。
高大連携（こうだいいれんけい）	高校と大学が連携して行う教育活動のこと。 具体的には、高校生が大学の授業を受けに行ったり、大学の先生が高校に出向いて授業を行ったりといった高校生が大学レベルの教育研究に触れる機会を増やす取組、高校の教員と大学の教員が相互理解を図るためのネットワークの構築などがある。
校内交流型・連携型（こうないこうりゅうがた・れんけいがた）	放課後児童クラブ及び放課後子供教室が連携した施設のこと、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加し、交流できるものを「連携型」という。また、「連携型」のうち、同一小学校内等で両事業を実施しているものを「校内交流型」という。
校内自立支援室（こうないじりつしえんしつ）	学校内にある教室等を活用し、不登校児童生徒及び登校できるが教室に入れない児童生徒等への校内支援体制を整え、多様な学習の機会を確保し、児童生徒の社会的自立を促すことを目的としたものこと。
子ども・若者支援地域協議会（こども・わかものしえんちいききょうぎかい）	子ども・若者育成支援推進法第19条第1項に基づき、地方公共団体が単独又は共同で設置する組織で、困難を有するこども・若者に対する支援を適切に組み合わせることにより、その効果的かつ円滑な実施を図ることを目的とし、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の関係機関を構成員として連携し、重層的・継続的に支援するネットワークを形成するための組織のこと。
子ども・若者総合相談センター（こども・わかものそうごうそうだんせんたー）	こどもや若者に関する様々な相談のワンストップ窓口となり、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供・助言を行う拠点のこと。

子ども医療電話相談事業（#8000） （こどもいりょうでんわそうだんじぎょう（しゃーぶはっせん））	15歳未満の子どもがいる保護者等を対象に、休日・夜間の急な子どもの病気にどう対処したらよいか、病院の診療を受けた方がよいかなど判断に迷った時に、看護師などから子どもの症状に応じた適切な対処の仕方や救急病院の受診などに関するアドバイスを電話で受けられる事業のこと。
こども家庭センター（こどもかていせんたー）	すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行うため、市町村が設置する総合的な機関のこと。保健師等が中心となって、妊産婦や乳幼児の健康の保持・増進（母子保健機能）を行うとともに、こども家庭支援員等が中心となって、こどもと子育て家庭の福祉に関する包括的な支援（児童福祉機能）を切れ目なく行う。
こども家庭ソーシャルワーカー（こどもかていそーしゃるわーかー）	令和4年の児童福祉法改正により、児童福祉司やこども家庭センターの統括支援員の任用要件として新たに位置づけられたこども家庭福祉分野の認定資格を持つ人のこと。指定された研修や試験を受け、認定される。
こどもの居場所（こどものいばしょ）	法令等による明確な定義はなく、「こども食堂」や「無料塾」を指す場合もある。一般的にはこどもが無料または低額で利用でき、主に食事、生活、学習支援や様々な体験機会の提供などを通して、こどもが支援者と関わりながら自己肯定感を高め、貧困や孤独・孤立の解消を図ることができる場のこと。
こどもの貧困対策支援員（こどものひんこんたいさくしえんいん）	生活困窮世帯のこどもを対象に、地域に出向いてこどもの貧困の現状を把握し、学校や学習支援施設、こどもの居場所づくりを行うNPO法人等の関係機関との情報共有を行うとともに、こどもを支援につなげるための調整を行う者のこと。また、居場所の担い手を確保するなどして、新たなこどもの居場所づくりの準備等を行う者のこと。
コミュニティ・スクール	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）とは、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みのこと。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる。
さ	
里親（さとおや）	保護者のない児童又は保護者に監護させることが適当でないと認められる児童等を県からの委託を受け、養育する者のこと。県社会福祉審議会の審議を経て、県において認定・登録を行う。
実技指導協力者（じつぎしどうきょうりょくしゃ）	学校体育における実技指導の充実を図るため、公立学校の職員及び県費職員以外の学校体育実技指導を行う者のこと。
児童家庭支援センター（じどうかていしえんせんたー）	児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉向上を図る児童福祉の専門援助機関のこと。
児童自立支援施設（じどうじりつしえんしせつ）	不良行為やその恐れのある児童及び、家庭環境などの理由により生活指導が必要な児童を入所または通所させ、必要な指導と自立を支援することを目的とした児童福祉施設のこと。県内には1か所ある（県立若夏学院）。
児童自立生活援助事業（じどうじりつせいかつえんじょじぎょう）	児童養護施設等を退所した義務教育終了後の児童等のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合、相談その他日常生活上の援助、生活指導、就職支援など必要な支援を実施する事業のこと。自立援助ホームで実施するⅠ型、児童養護施設等が実施するⅡ型、里親等の居宅で実施するⅢ型がある。
児童心理治療施設（じどうしんりちりょうしせつ）	家庭環境、学校等の交友関係、その他の理由により社会生活への適応が困難となった児童を入所、又は保護者の下から通わせて、心理的なケア及び生活指導を行うことで状態の改善を図り、合わせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設のこと。
児童発達支援センター（じどうはつたつしえんせんたー）	施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助、助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設のこと。
児童福祉司（じどうふくしし）	児童相談所に配置された者の中から任用され、児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、必要な調査を行い、児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等の援助を行う者のこと。

児童扶養手当（じどうふようてあて）	ひとり親家庭や、父又は母にかわって児童を養育する養育者（祖父母等）に支給される手当のこと。
児童養護施設（じどうようごしせつ）	保護者のない児童（原則として乳児を除く。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させた、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設のこと。
社会的養護（しゃかいてきようご）	保護者のない児童又は保護者に監護させることが適当でないと認められる児童等を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。社会的養護は、「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもをはぐくむ」を理念として行われている。
若年無業者（じゃくねんむぎょうしゃ）	厚生労働省では、労働力調査において、15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者を「若年無業者（ニート）」として定義している。※ニート（NEET）：「Not in Education, Employment, or Training」の略で、就学、就労、職業訓練のいずれも行っていない若者の略で、元々はイギリスの労働政策用語。※非労働力人口：労働力調査において、15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」以外の者。
就学援助（しゅうがくえんじょ）	経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、市町村が必要な援助を行う制度のこと。
就学継続支援員（しゅうがくけいぞくしえんいん）	就学支援員配置事業において関係高等学校に派遣している者で、臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を持ち、特に不登校に対する支援について知識を有する者のこと。生徒の心理面のサポートをはじめ、家庭訪問や関係機関との調整等も含めた生徒の環境に働きかける支援が可能となる。
就学支援金（しゅうがくしえんきん）	家庭の教育費負担の軽減を図ること等を目的に、高等学校等の授業料に充てるために国が支給する支援金のこと。
周産期医療、周産期母子医療センター（しゅうさんきいりょう、しゅうさんきぼしいりょうせんたー）	周産期医療とは、妊娠、分娩に関わる母体・胎児管理と出生後の新生児管理を主に対象とする医療のこと。（周産期とは妊娠22週から出生後7日未満のこと。） また、周産期母子医療センターとは、産科・小児科（新生児）を備え、周産期に係る比較的高度な医療行為を常時担う医療機関のこと。
就労支援事業者機構（しゅうろうしえんじぎょうしゃきこう）	各県経済界の協力を得て、事業者の立場から、犯罪した者や非行をした少年の就労を支援し、円滑な社会復帰を助けることによって、県内の安心・安全な社会づくりに貢献する組織のこと。
手話通訳者（しゅわつうやくしゃ）	手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得している者のこと。
障害児等療育支援（しょうがいじとうりょういくしえん）	在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児及び発達障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図り、もって、在宅の障害児等の福祉の向上を図ることを目的とする事業のこと。
小学校体育科指導コーディネーター（しょうがっこうたいいくかしどうこーでいねーたー）	体育の充実及び児童の体力の向上を図るため、学級担任とチームティーチングを行う体育専科教諭として配置された者のこと。
小学校体育専科教員（しょうがっこうたいいくせんかきょういん）	高学年学級担任の負担軽減を図るため、学級担任に代わり体育科授業を行う体育専科教諭として配置された者のこと。
小規模グループケア（しょうきぼぐるーぷけあ）	社会的養護を要する児童を、児童養護施設や地域において、1グループ6人（乳児院は4～6人）の小規模な単位で、家庭的な環境で養育すること。
情報モラル教育（じょうほうもらきょういく）	学習指導要領解説における情報モラルとは、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」と記載されており、各教科の指導の中で身に着けさせることとなっている。 具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任を持つことや、犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりを理解することと解説されている。
自立援助ホーム（じりつえんじょほーむ）	児童養護施設等を退所した義務教育終了後の児童等に対し、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行い、社会的自立

	を図るため、共同生活を営む住居のこと。
新生児マススクリーニング（先天性代謝異常等検査）（しんせいじますくりーにんぐ（せんてんせいいたいしやいじょうとうけんさ））	フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常、先天性副腎過形成症及び先天性甲状腺機能低下症等は、放置すると知的障害などの症状を来すため、異常を早期に発見し、その後の治療・生活指導等に繋げることにより生涯にわたって知的障害などの発生を予防することを目的とし、新生児に対して行う血液によるマススクリーニング検査のこと。
スーパーサイエンスハイスクール（SSH）（えすえすえいち）	文部科学省が指定する、先進的な科学技術、理科・数学教育を通じて、生徒の科学的な探究力等を培うことで、将来、社会を牽引する科学技術人材を育成するための取組及びその学校のこと。
スーパーバイザー、スーパービジョン	対人支援を行う支援者等に対して指導的役割を担う第三者のこと。また、対人支援を行う支援者等が、自分が担当しているケースについて第三者から助言をもらうこと。
スクールカウンセラー	児童生徒の教育相談体制を整備するために各学校に配置された、臨床心理に関して高度で専門的な知識・経験を有する者のこと。
スクールソーシャルワーカー	教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識技術を有し、問題を抱えた児童生徒がおかれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用するなどして課題解決を図るため学校に配置される者のこと。
スクールロイヤー	専ら教育行政に関与する弁護士のこと。教育現場で生じる様々な紛争の解決をサポートし、学校に在籍する児童生徒の最善の利益を実現することを目的とする。
健やか親子おきなわ21（すこやかおやこおきなわ21）	「沖縄県のすべての親と子が健やかでたくましく成長すること」を基本理念とした沖縄県の母子保健計画のこと。
スタートアップ	新しいビジネスモデルで新たな市場を開拓し、市場に新しい価値を提供したり社会に貢献することによって事業の価値を短期間で飛躍的に高め、株式上場や事業売却を目指す企業や組織のこと。
成育医療等、成育医療計画（せいいくいりょうとう、せいいくいりょうけいかく）	「成育医療等」とは、妊娠、出産及び育児に関する問題、成育過程の各段階において生ずる心身の健康に関する問題等を包括的に捉えて適切に対応する医療及び保健並びにこれらに密接に関連する教育、福祉等に係るサービス等のこと。 また、成育基本法により、成育医療等の提供に関する施策に関し、国と連携を図りつつ、地域の特性に応じて都道府県及び市町村が策定することとされている計画のこと。
全国ひとり親世帯等調査（ぜんこくひとりおやせたいとうちょうさ）	全国の母子世帯と父子世帯及び父母ともにいない子が祖父母などに養育されている養育者世帯の実態を把握し、福祉対策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的とし、おおむね5年毎に国が実施する調査のこと。
先天性代謝異常（せんてんせいいたいしやいじょう）	生まれつき、特定の酵素が欠損していたり、代謝の働きが障害され、物質が体内に欠損したり、過剰に蓄積することで様々な症状を引き起こす遺伝性の疾患のこと。一部の疾患は早期に発見することで治療や発症予防が可能なものもあり、新生児マススクリーニングの対象となっている。
た	
「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（ダメ。ゼッタイ。ふきゅううんどう）	1998年6月に国連麻薬特別総会において国連薬物乱用根絶宣言が採択されたことを受け、この宣言の支援事業の一環として、官民一体となり、国民一人一人の薬物乱用問題に対する意識を高め、薬物乱用防止に資するため、全国各地での街頭キャンペーンなどの啓発活動のこと。
地域学校協働本部（ちいきがっこうきょうどうほんぶ）	幅広い地域住民等の参画を得て緩やかなネットワークを結成することにより、地域全体で子供たちの学びや成長を支える活動（地域学校協働活動）を推進する体制のこと。
地域小規模児童養護施設（ちいきしょうきぼじどうようごしせつ）	社会的養護を要する児童を、児童養護施設の支援のもと、地域社会の民間住宅などを活用して家庭的な環境（定員は6人）で養育するための施設のこと。
地域生活支援拠点等（ちいきせいかつしえんきょてんとう）	障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受入・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制（地域生活支援拠点等とは地域生活支援拠点又は面的な体制）のこと。

地域若者サポートステーション（ちいきわかものさぽーとすてーしょん）	地域若者サポートステーション（通称「サボステ」）は、「青少年の雇用の促進等に関する法律」に基づき、国が平成18年（2006年）から若年無業者に対する就労支援・ハローワーク等他の若者支援機関との連携等により、若年無業者の職業的自立を支援するために厚生事業を実施している（実施主体は都道府県労働局）。県内では、沖縄労働局が特定非営利活動法人等の民間団体に業務を委託し、令和7年3月末時点においては、県内に4カ所（名護市、沖縄市、浦添市、石垣市）に設置している。
適応指導教室（てきおうしどうきょうしつ）	不登校児童生徒の社会的自立に向けた指導・援助を行う公的な施設のこと。
特定妊婦（とくていにんぶ）	出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことをいう。
特別支援教育（とくべつしえんきょういく）	障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育のこと。
沖縄県特別支援教育推進計画（おきなわけんとくべつしえんきょういくすいしんけいかく）	文部科学省が示す特別支援教育の基本的な考え方を踏まえ、本県の現状と課題を把握し、具体的な施策推進のために策定した計画のこと。
特別支援教育コーディネーター（とくべつしえんきょういくこーでいねーたー）	学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営や推進役といった役割を担う者のこと。
共育て（ともそだて）	夫婦（パートナー同士）が協力して、家事や育児に主体的に参画すること。
な	
日本語指導支援員（にほんごしどうしえんいん）	日本語指導が必要な児童生徒に対し、入り込み支援、放課後支援、オンライン授業の補助などを行う支援員のこと。その他に、定期考査や授業のプリント等のルビ振り、資料の多言語化、別室試験対応等を行う。
ネットリテラシー	インターネット上の情報をより賢く効果的に扱い、他者と安全にコミュニケーションをとるための能力のこと。
は	
ハイリスク妊婦（はいりすくにんぶ）	妊娠中に高血圧や糖尿病などの合併症を発症した妊婦（身体的ハイリスク）や、育児サポートが乏しいことや経済困難など、心理・社会的な要因で産後に子育て困難となる可能性のある妊婦（社会的ハイリスク）のこと。
発達障害（はったつしょうがい）	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。
発達障害者支援センター（はったつしょうがいしやしえんせんたー）	発達障害者支援法第14条に基づき、各都道府県・指定都市に設置された発達障害者支援の専門機関のこと。発達障害児者及びその家族からの相談に応じるほか、関係機関への研修会の開催による人材育成、発達障害についての普及啓発や情報提供を行う。
ひきこもり	様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状況（他者と交わらない形での外出をしている場合も含む。）を指す現象概念のこと。 ※国は現在ひきこもり支援ハンドブック作成中であり、定義の見直しの可能性がある（令和6年度中に策定予定）。
ひきこもり地域支援センター（ひきこもりちいきしえんせんたー）	ひきこもり地域支援センター等設置運営事業に基づく、ひきこもりに特化した専門的な相談窓口のこと。全都道府県・指定都市に加え、令和4年度からは、より住民に身近なところで相談ができ、支援が受けられる環境づくりを目指して、設置主体を市町村に拡充している。県では平成28年に「沖縄県ひきこもり専門支援センター」を開所している。
ひとり親家庭等（ひとりおやかていとう）	「母子家庭」（配偶者のない女子で現に児童を扶養している者）、 「父子家庭」（配偶者のない男子で現に児童を扶養している者）、 「寡婦」（配偶者のいない女子であって、かつて母子家庭の母であった者）のこと。

非認知能力（ひにんちのうりょく）	意欲、協調性、粘り強さ、忍耐力、計画性、自制心、創造性、コミュニケーション能力といった、知能検査や学力テストなどのように具体的な数値としては表すことができないものの、生きる力の土台となる大切な能力のこと。
ファミリー・サポート・センター	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者が児童の預かり等の援助を受けることを希望する依頼会員と、当該援助を行うことを希望する協力会員との相互援助活動に関する連絡、調整を行う仕組みのこと（設置・運営は市町村が行う。）。 なお、依頼をすることで依頼会員から協力会員への報酬が発生する。
ファミリーホーム	小規模住居型児童養育事業のこと。家庭養護の一環であり、社会的養護を要する児童を、相当の経験を有する者の住居において養育を行うこと（定員は5人又は6人。第二種社会福祉事業であるため、県への届出が必要）。
不登校（ふとうこう）	何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものこと。
不妊・不育、沖縄県不妊・不育専門相談センター（ふにん・ふいく、おきなわけんふにん・ふいくせんもんそうだんせんたー）	「不妊・不育」とは、妊娠を望む健康な男女が、避妊をしないで性交していたにもかかわらず、一定期間妊娠しないことを不妊症といい、2回以上の流産・死産の既往があることを不育症という。 「沖縄県不妊・不育専門相談センター」とは、不妊及び不育に悩む夫婦等を対象に専門的な相談を行うセンターのこと。
プレコンセプションケア	男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促すこと。
保育者育成指標（ほいくしゃいくせいしひょう）	幼稚園教諭や保育教諭等に求められる基礎的・基本的な資質能力を確保するために、任命権者である市町村がそれぞれ作成するもの。
放課後子ども教室（ほうかごこどもきょうしつ）	すべての児童・生徒が充実した放課後を過ごすため、地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）が中心となって企画し、地域住民の協力を得て、学習支援、多様な体験、スポーツ活動などのプログラム等を提供する取組のこと。
放課後児童支援員（ほうかごじどうしえんいん）	平成27年（2015年）の「子ども・子育て新制度」により、新たに創設された資格で、放課後児童クラブでの遊びと生活を支援し、健全育成を行うための専門資格を持つ者のこと。保育士や幼稚園教諭等の資格を有する者等であって、都道府県等が行う研修を修了した者が取得することができる。
保健主事（ほけんしゅじ）	各学校の教職員が担っており、学校保健と学校全体の活動に関する調整や学校保健計画の作成を行っている。学校保健に関する組織活動の推進など学校保健に関する事項の管理に当たる職員のこと。
保護観察（ほごかんさつ）	犯罪をした人又は非行のある少年が、社会の中でその健全な一員として更生するように、保護観察官及び保護司が指導監督及び補導援助を行うこと。
保護観察所（ほごかんさつしょ）	法務省設置法及び更生保護法に基づいて設置される法務省の地方支分部局で、犯罪や非行により家庭裁判所から保護観察の処分を受けた少年、刑務所や少年院から仮釈放・仮退院になった者、保護観察付の刑執行猶予となった者に対して保護観察を行う機関のこと。さらに、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）に基づき、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行い、不起訴や無罪になった者に対する精神保健観察も行う。
保護司（ほごし）	保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員（実質的に民間のボランティア）のこと。保護司は無給だが、活動内容に応じて実費弁償金が支給される。任期は2年（再任を妨げない）で、主に、保護観察、生活環境調整、犯罪予防活動等の活動を行う。
母語支援員（ぼごしえんいん）	日本語指導が必要な児童生徒が保護者面談の際に、該当校に派遣し、日本語による意思疎通が困難な保護者への対応を行う支援員のこと。
母子・父子自立支援員（ぼし・ふしじりつしえんいん）	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の各種相談に応じ、その自立に必要な情報提供や指導を行う者のこと。県福祉事務所、一部の市に配置されている。
母子家庭等就業・自立支援センター事業（ぼしかていとうしゅうぎょう・じりつしえんせんたーじぎょう）	ひとり親家庭等の親の就業支援、自立支援を図るため、各種講習会の実施や就業相談等を行う事業のこと。

母子生活支援施設（ぼしせいかつしえんしせつ）	様々な課題を抱えて支援が必要な母子家庭の母及びその児童を入所させ、生活支援、相談その他の自立に向けた支援を行う施設のこと。
母子父子寡婦福祉資金貸付事業（ぼしふしかふふくしきんかじつけじぎょう）	母子家庭、父子家庭及び寡婦に対して、経済的な自立の助成を目的に修学資金等12種類の資金を無利子又は低利で貸付を行う事業のこと。
保幼小合同研修会（ほようこしょうごうどうけんしゅうかい）	自治体主催の保育士・教職員等による保幼小の円滑な接続に関する合同研修会のこと。
保幼小連絡協議会（ほようこしょうれんらくきょうぎかい）	小学校区における幼児教育施設の代表者等と小学校校長・教諭等の協議会。幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進に関することを協議する場のこと。
ま	
学びの多様化学校（不登校特例校） （まなびのたようかがっこう（ふとうこうとくれいこう））	不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校のこと。
民生委員・児童委員（みんせいいいん・じどういいん）	民生委員法に基づき厚生労働大臣の委嘱を受け、地域において住民の立場に立った援助活動を行っている者のこと。なお、民生委員は児童福祉法に基づく児童委員を兼務しており、児童及び妊産婦の福祉を向上するための活動も行っている。
や	
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、こども自身がやりたいことができないなど、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負っているこどもや若者のこと。
養育費専門相談員（よういくひせんもんそうだんいん）	沖縄県ひとり親家庭等就業・自立支援センターで実施している「養育費等支援事業」で配置している相談員のこと。主な業務は、相談受付のほか、非同居親と養育費の取り決め状況や公正証書の所有状況などの本人のおかれている現状の把握、養育費算定の目安から相談者が調停中の場合は必要に応じて弁護士による支援につなぐなど、多岐に渡っている。
幼児教育アドバイザー（ようじきょういくあだばいざー）	幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、県内の幼児教育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言等を行う者のこと。
要保護児童生徒、準要保護児童生徒 （ようほごじどうせいと、じゅんようほごじどうせいと）	「要保護児童生徒」とは、保護者が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に該当する児童生徒のこと。 「準要保護児童生徒」とは、保護者が準要保護者（市町村教育委員会が要保護者に準ずる程度に困窮していると認めた者）に該当する児童生徒のこと。
要保護児童対策地域協議会（ようほごじどうたいさくちいききょうぎかい）	被虐待児童を始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関がこども等に関する情報を共有し、適切な連携の下で対応していくことを目的に、地方公共団体に設置される組織のこと。福祉、保健、教育、医療、保育、警察等の関係機関で構成される。
要約筆記者（ようやくひっきしゃ）	中途失聴者を中心に、難聴者等の多様なニーズに対応する要約筆記（話し手が話す内容を要約し、ノートやパソコン等で文字として伝える。）を行うのに必要な知識及び技術を習得している者のこと。
ら	
リカレント、リカレントプログラム	職業上の新たな知識・技術の習得等のため、生涯にわたり教育と諸活動（労働など）を交互に行うといった概念のこと、また、そのためのプログラムのこと。
レスパイトケア、レスパイト支援（れすぱいとけあ、れすぱいとしえん）	在宅で障害児、医療的ケア児などを介護（育児）している家族に、支援者が介護（育児）を一時的に代替してリフレッシュしてもらうこと。また、そのようなサービスのこと。
A-Z	
STEAM教育（すていーむきょういく）	科学（Science）、技術（Technology）、工学（Engineering）、芸術・リベラルアーツ（Arts）、数学（Mathematics）の横断的な学習を通して、創造的思考や課題解決力を育成する教育のこと。